空とみどりの交流拠点

中標津

~あつまるまち つながるまち ひろがるまち~

基本構想



第6期中標津町総合発展計画

空とみどりの交流拠点

~あつまるまち つながるまち ひろがるまち~

基本構想

第6期中標津町総合発展計画
2011年度(平成23年度)~2020年度(平成32年度)



町民の皆様へ

21世紀という節目からスタートしました前総合発展計画は、「美しい自然・環境・景観」と「個性、創造性、魅力に富む人」、そして「活気とふれあいのある美しいまち(産業・都市基盤・機能)」の3つの原動力を創造するとともに、それぞれの要素が共生し、調和のとれたまちを形成することを理念とし、積極的な施策展開に取り組んでまいりました。

しかしながら、近年の世界的な経済危機や雇用不安、また、我が国においては、地方分権から地域主権への進展、少子高齢化や高度情報化、あるいは環境問題や地域間競争の激化など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化し、住民ニーズも多様化・複雑化しています。

このような情勢に対し、本町が直面している地域課題を的確に把握し対応していくため、このたび、「空とみどりの交流拠点・中標津」をまちの将来像と掲げ、新たな町政経営の指針とする「第6期中標津町総合発展計画」を策定いたしました。



計画の策定にあたり、総合発展計画審議会やまちづくり町民会議の委員、 町議会議員など町民各界・各層の方々から多くのご提言・ご意見をいただき、 町民の皆様とともに作り上げた計画となりました。策定に携わった多くの 皆様に対し、心から感謝申し上げます。

本計画では、まちの将来像実現に向け、主要施策を推進する上で目標と なる「成果指標」を数値化することで、到達すべき目標をより明確にし、「協 働に向けた行動指針」では町民・地域・団体の取り組みをお示ししています。

厳しい財政状況ではございますが、未来に夢と希望が持てるよう、地域 資源を活用しながら周辺市町村との連携を図りつつ、人と産業が「あつま るまち」、人や産業・自然が「つながるまち」、人と人との絆・交流が「ひ ろがるまち」の実現に向け、また、だれもが住みたくなる、訪れたくなる まち「中標津」をめざしてまいりますので、町民の皆様の積極的な参画と 協働をお願い申し上げます。

平成23年3月



位置・地勢・気候



中標津町は、北海道の東部、根室管内の中部に位置し、町域は東西約 42km、南北約 27km に及びます。面積は、684.98km²。北部は千島火山帯につながる丘陵地で、南側に向かって緩やかに傾斜し、平坦な根釧原野が広がっています。内陸性の気候で、夏の平均気温は 20℃前後、冬の平均気温はマイナス 10℃前後。積雪は、道内でも少ない方です。

東経 144度58分18秒 北緯 43度33分17秒

町 章

昭和25年1月1日の町制施行を記念して、一般から公募した中から選び、制定されました。

中標津の「中」の字を中心にした3つの扇模様は、それぞれ片仮名で「シ」「ベ」「ツ」を図案化したものです。

円は、町民の和衷協同を表すとともに、根室管内の中心地であることも意味しています。



町の木・町の花

【町の木】 シラカバ



【町の花】 エゾリンドウ



町民憲章

(昭和40年7月1日制定)

わたしたちは、朝夕気高い武佐岳を仰ぎ、標津川の流れとともにひらけゆく中標津の町民です。 はてしない緑の原に、先人のきびしい開拓のあとをしのび、その心をうけて、みんなの力で明るい 豊かなまちをつくるために、この憲章をさだめます。

- からだをきたえ
 しあわせな家庭にしましょう
- 1 体位を増進しよう。
- 2 健全な子供を育てよう。
- 3 老人をうやまおう。
- 4 家族は協力しよう。
- 5 レクリエーションやスポーツをしよう。
- 誇りをもって働き
 豊かなまちにしましょう
- 1 明るい職場にしよう。
- 2 職場の安全につとめよう。
- 3 資源をいかそう。
- 4 生産をたかめよう。
- きまりを守り
 明るいまちにしましょう
- 1 時間を守ろう。
- 2 交通道徳を守ろう。
- 3 防災、防犯につとめよう。
- 4 公共物を大切にしよう。
- 5 お互いにたすけあおう。
- 6 礼儀や、親切を重んじよう。
- 1 自然を愛し美しいまちにしましょう
- 1 木や花を育てよう。
- 2 動物を可愛いがろう。
- 3 道路を大切にしよう。
- 4 環境の美化につとめよう。
- 1 教養を高め よりよい文化を育てましょう
- 1 衣食住を工夫しよう。
- 2 文化活動を推進しよう。
- 3 ゆきとどいた教育をすすめよう。
- 4 文化財を大切にしよう。

中標津町歌

佐藤 玲香女 作詞飯 田 三郎 作曲



第6期中標津町総合発展計画【基本構想】

目 次

第1部 序論

第1	章	計画策定にあたって	
1	•	計画策定の目的	4
2		総合発展計画の役割	6
3		総合発展計画の構成と計画期間	7
第2	章	新たなまちづくりに向けて	
1		まちの特性	10
2		まちを取り巻く社会・経済動向	12
3	•	町民のまちづくりへの思い	15
4		新しいまちづくりで対応すべき課題	20
第2部	B	基本構想	
第1	章	まちの将来像	
1		まちづくりの基本理念	26
2		まちの将来像	27
3	•	将来像実現のための基本目標	28
4	•	将来人口の目標	31
5		土地利用の基本方針	33
第2	章	施策の大綱	
1	•	参画と協働で未来を築くまちづくり	36
2	•	健やかでやさしいまちづくり	38
3	•	力みなぎる産業のまちづくり	40
4		利便性のある調和のとれたまちづくり	42
5		安全・安心で快適なまちづくり	44
6		人が輝き歴史と文化を育むまちづくり	46

第1部

序論

第1章 計画策定にあたって

- 1. 計画策定の目的
- 2. 総合発展計画の役割
- 3. 総合発展計画の構成と計画期間

第2章 新たなまちづくりに向けて

- 1. まちの特性
- 2. まちを取り巻く社会・経済動向
- 3. 町民のまちづくりへの思い
- 4. 新しいまちづくりで対応すべき課題

計画策定にあたって

第1章

- 1. 計画策定の目的
- 2. 総合発展計画の役割
- 3. 総合発展計画の構成と計画期間

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

時代の変化に対応した、新しいまちづくりの指針が求められています!

本町は、平成13年度を初年度とする「第5期中標津町総合発展計画」において、「活力みなぎる緑の郷土 なかしべつ」をめざし、各種施策を町民とともに積極的に推進してきました。

しかし、近年の世界的な経済危機や雇用不安、税収の減少に伴う国・地方の財政状況の悪化など、町を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、町民の暮らしやまちの構造にも大きな影響を与えることとなり、地域の活性化に向けた取り組みが求められています。

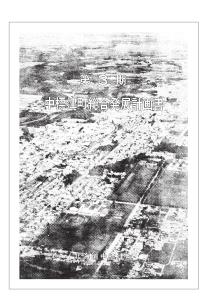
さらに、地方分権から地域主権が叫ばれる中、こうした内外の動向に的確に対応し、町民 と行政が協働して新しいまちを築いていくため、今後のまちづくりの方向性とその実現のた めの基本目標を示す、新たな指針として第6期中標津町総合発展計画を策定します。



第5期中標津町総合発展計画



第4期中標津町総合発展計画



第3期中標津町総合発展計画



これまでの中標津町の総合発展計画

◆第1期中標津町総合開発計画

総合開発(前期) 5ヵ年計画(昭和38年~昭和42年) 総合開発(後期) 5ヵ年計画(昭和43年~昭和47年) 『産業基盤の整備と教育施設の充実』

- ◆第2期中標津町総合開発計画(昭和 48 年度~昭和 55 年度) 『生産と生活の調和する魅力ある郷土と根室内陸における中核都市の建設をめざして』
- ◆第3期中標津町総合発展計画(昭和56年度~平成2年度) 『豊かな自然と風土の文化に根ざした活力あふれる根室内陸の中核都市』
- ◆第4期中標津町総合発展計画(平成3年度~平成12年度) 『空とみどりの交流都市 中標津』
- ◆第5期中標津町総合発展計画(平成13年度~平成22年度) 『活力みなぎる緑の郷土なかしべつ ~人と自然と街の共生~』

第2期中標津町総合開発計画書

根室内陸における中核都市の建設をめざして一

北海道中標津町

1968

中標津町総合開発五カ年計画書

(後期)

標津郡中標津町

1963

中標津町総合開発五カ年計画書

(前期)

標準部中標準町

第2期中標津町総合開発計画

第1期中標津町総合開発計画(後期) 第1期中標津町総合開発計画(前期)

第1章 計画策定にあたって

2 総合発展計画の役割

総合発展計画とは何か!

総合発展計画は、まちづくりの総合的な計画として、最も上位に位置づけられるもので、総合的、計画的な地域経営を進めていく上での基本的な指針となるものです。

総合発展計画の役割とは!

総合発展計画は、町の最上位計画としての位置づけを踏まえて、以下の役割を持ちます。

役割1

町民みんなの まちづくりの 共通目標 総合発展計画は、町民に対して今後の本町のまちづくりの 方向性と必要な施策をわかりやすく示し、町民一人ひとりが まちづくりに主体的に参画・協働するための共通目標となる ものです。

役割 2

中標津町の 行政経営を進める ための指針

総合発展計画は、地方分権時代にふさわしい行政経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

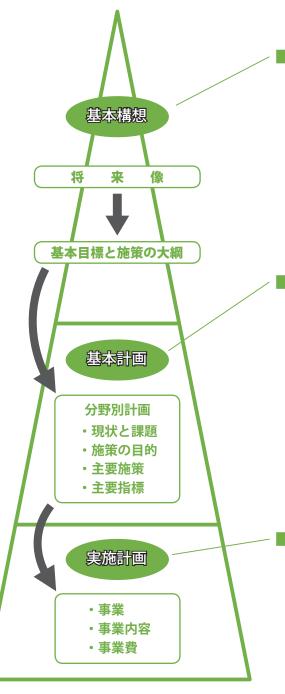
役割3

広域行政に対する 連携の基礎 総合発展計画は、国や道、周辺自治体等の広域的な行政に対して、本町のまちづくりの方向を示すとともに、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものです。



3 総合発展計画の構成と計画期間

- ◆ 総合発展計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成されます。
- ◆基本構想の計画期間は10年間とします。



■基本構想

基本構想は、まちの特性や町民ニーズの動向、時代潮流等を総合的に勘案し、まちがめざす将来像と、それを実現するための基本目標及び施策の大綱等を示すものです。

計画期間は、平成23年度から平成32年度 までの10年間とします。

■ 基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、今後取り 組むべき主要施策などを行政の各分野にわ たって体系的に定めるものです。

計画期間は、平成23年度から平成27年度までを前期基本計画、平成28年度から平成32年度を後期基本計画として策定し、前期基本計画終了時に実績を点検・評価し、計画の見直しを行います。

■ 実施計画

実施計画は、基本計画に示した主要施策に 基づき、具体的に実施する事業を定めるもの であり、事業の優先順位や具体的な事業内容、 財源等を示すことにより、予算編成の指針と なるものです。

計画期間は、3年間として別途策定し、ローリング方式(毎年度見直す方式)により調整します。

新たなまちづくりに向けて

第2章

- 1. まちの特性
- 2. まちを取り巻く社会・経済動向
 - 3. 町民のまちづくりへの思い
- 4. 新しいまちづくりで対応すべき課題

第2章

新たなまちづくりに向けて

1 まちの特性

まちの特性を伸ばし、まちづくりに生かすことが重要です!

これからのまちづくりにおいて、まちの特性やこれまでのまちづくりの成果などの地域資源を 最大限に生かし、中標津町らしいまちづくりを進めることが重要です。こうした本町の代表的な 特性を整理すると以下のとおりとなります。

特性1 都市機能が集積する広域的拠点性のあるまち

本町は、道東の玄関口としての役割を担う中標津空港をはじめ、根室・釧路管内で第2位の商業集積、地域の中核的な病院である町立中標津病院、国・道の出先機関が数多く立地するなど、都市機能が集積する、広域的な拠点性のあるまちです。

また、北方領土隣接地域として北方四島との航空路 確保問題など特殊な事情を有しています。



特性2 日本有数の酪農をはじめ、商業集積を誇る産業・交流が活発なまち

本町は、酪農を基幹産業として発展してきており、 広大な酪農地帯を形成しています。

また、根室内陸の中心という立地条件を生かし、大型店や中小の店舗が立ち並ぶ商業集積のあるまちです。

さらに、開陽台や養老牛温泉、道立ゆめの森公園など観光・交流資源を有しています。



特性3 豊かな自然環境と緑の中に街が輝く美しい景観を有するまち

本町は、武佐岳や標津川、広く続く平地と河岸段 丘など変化に富んだ地勢とともに、亜寒帯の気候を 背景に、根釧台地の格子状防風林と広大な酪農地帯 の風景など、豊かな自然環境と緑の中に街が輝く美 しい景観を有するまちです。





特性4 保健・医療・福祉環境の充実に取り組むまち

本町は、町立中標津病院をはじめとする医療施設をはじめ、保健センター、総合福祉センターなど町民の健康・福祉を増進する拠点が整備され、町民の健康と福祉を増進する保健・福祉サービスが活発に展開されています。

また、子育て総合支援センターを中心に総合的な子育て支援を展開するなど子育て環境の充実に取り組んでいます。



特性5 文化・芸術活動、スポーツ活動が盛んなまち

本町は、総合文化会館「しるべっと」をはじめ、総合運動公園、郷土館、若竹の里など各種施設が整備されています。

また、中標津町文化スポーツ振興財団や総合型地域スポーツクラブNPOなかしべつスポーツアカデミーと連携した各種文化・芸術・スポーツ活動が活発に展開されています。



特性6 地域への愛着が強く、町民主体によるパートナーシップ活動が展開されるまち

本町は、人と人とのつながりや地域連帯感、郷土意識が 薄れていく傾向にある中で、人のあたたかさや人情、地域 の連帯感があります。

このことは、アンケート調査においても「まちへの愛着」を感じている人、今後も住み続けたい人がそれぞれ約8割にのぼり、地域への愛着度・定住意向が高いことがうかがえます。

また、協働のまちづくりに向け、「パートナーシップなかしべつ提言」に基づき、町民や企業・団体によるまちづくり活動が活発に行われるなど、町民参画の協働によるまちづくりが展開されているまちです。



第2章 新たなまちづくりに向けて

2 まちを取り巻く社会・経済動向

まちを取り巻く社会・経済動向が大きく変化しています!

近年の社会的な動向として、政治・経済・環境・生活など、様々な分野において大きな変化が みられ、本町においても厳しい社会経済情勢への対応が求められています。これらの動向を的確 に把握し、時代に対応したまちづくりを進めていくことが求められています。

動向1 住民の主体的参画の時代

地方分権からさらに地域主権が叫ばれる今日、地方自治体の役割と責任が拡大する中、これまで以上に住民が自治の主役として積極的に参画し、行政と協働してまちづくりを推進することが求められています。

住民の主体的な関わりは、地域社会への貢献意識の高まりや、町内会、ボランティア、NPO*活動への積極的な参加にもみられ、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現



するため、住民が主体となり、地域の実情に応じたまちづくりを行うことが求められています。

動向2 安全・安心が求められる時代

近年、武力攻撃事態やテロ等の緊急対処事態が報道され、地震や風水害などの自然災害や大規模な事故の発生、子どもや高齢者を狙った犯罪の多発に伴い、防災や防犯、国民保護に対する意識が高まっています。

また、急激な高齢化の進行や疾病構造の複雑・多様化、新たな感染症の発生や、食品の 安全問題、詐欺や悪質商法の横行など、健康、食、消費者など様々な分野において、安全・ 安心への関心が高まっています。

このような中、防災・防犯体制の強化をはじめ、消防・救急体制の充実、食の安全、消費者保護への対応も含めた危機管理の充実とともに、安心して暮らせるための医療体制の整備が求められています。



動向3 地球環境保全、自然との共生の時代

地球温暖化などにみられるように地球環境問題が深刻化しており、人々の意識も高まっています。

このような中で、温室効果ガス*の排出量を大幅に減らす「低炭素社会」や、従来の大量輸入食糧・大量生産・大量消費・大量廃棄型社会を見直し持続的な発展をめざす「食糧自給率の向上」「循環型社会」の形成が求められています。

また、自然は、すべての生物の生存にとって重要な基盤であり、自然が創る景観は人々に恵みややすらぎを与えてくれる貴重な財産です。こうしたかけがえのない自然環境を 大切に保全し、自然との共生を図ることが求められています。

動向4 こころの豊かさが重視される時代

家庭や地域の教育力の低下や社会環境の変化に伴い、凶悪犯罪や虐待、いじめなどの深刻な社会現象の出現によって、あらためて地域社会の役割が問われています。

また、災害や社会的事件からの教訓である身近な人々の助け合い、住民主体の自主防災への体制づくりをはじめとして、地域社会の日常的なつながりを基本とし、ボランティア活動に積極的に参加することによりやりがいや生きがいを見出しています。

こうした、こころを重視した地域社会における諸活動をはじめ学校教育や生涯学習の振 興などの取り組みが求められています。

動向5 高度情報化・国際化の時代

携帯電話やインターネットなどの情報通信技術の発達と普及により、世界中の情報を手軽にかつ瞬時に入手し、自らの情報を発信することができるようになったほか、これを利用して行政サービスの提供等を行う電子自治体の構築が進んでいます。また、産業活動から日常生活に至る様々な分野で世界との結びつきが深まり、国際化が一層進展しています。

こうした高度情報化社会・国際化の進展により、地域社会の振興や身近な町民生活に既 に大きな影響を及ぼしていることから、高度情報化・国際化が社会にもたらす様々な課 題への対応も求められています。

第2章

新たなまちづくりに向けて

動向6 人口減少・高齢化の時代

我が国の人口は、平成 17 年に戦後初めて減少に転じ、人口減少社会が到来しています。また、「団塊の世代」の高齢化により、今後、高齢化が一層進行する中で、労働力や地域の担い手の不足、生産・消費や税収の減少などが生じ、行政経営や社会・経済は「発展から成熟」へと大きく転換していくことが考えられます。

本町においても、今後、少子高齢化が急速に進行することが見込まれることから、コンパクトで魅力ある地域社会を構築することが求められています。

動向7 地域産業再生の時代

地方における産業・経済は、少子高齢化や人口減少、地域間競争の激化や規制緩和、公 共事業の縮減等を背景に、依然として厳しい状況が続いています。

また、第1次産業従事者の減少や商店街の衰退などの状況がみられ、これらに伴う雇用の場の不足が大きな問題となっており、地域産業の再生が強く求められています。

今後は、地域の活力を維持するために、特性・資源を一層生かしながら、経済動向の変化に即した効果的な支援施策を推進し、地域産業の再生を促していくことが求められます。

動向8 地方分権と広域化の時代

地方分権から地域主権へと進展している中、町民に最も身近な基礎自治体である町の果たす役割は大きくなり、自己決定・自己責任のもとで、複雑・多様化する課題を解決していくことが求められています。

一方で、日常生活や経済活動の広域化に伴い、公共施設の一体的整備や相互利用、事務 の共同化など地域間の交流・連携が求められています。

今後は、地方自治体への財源や権限の移譲がさらに進む中で、町民ニーズを的確に把握 し、広域的な連携の推進を図り、財政状況に応じ、地域特性を生かしたまちづくりが求 められます。



町民のまちづくりへの思い

アンケート調査結果からみえる町民のまちづくりへの思い!

主要な設問結果の傾向

- ■「まちへの愛着度」、「今後の定住意向」ともに高い。
- ■満足度の上位項目は、「上水道」、「排水処理」、「河川・公園」、「防災・消防・救急」、「広報・広聴」など。一方、下位項目は「中心市街地の活性化」、「農業」、「社会福祉・社会保障」、「医療」、「除排雪」など。
- ■重要度の上位項目は、「医療」、「除排雪」、「上水道」、「防犯対策」、「廃棄物処理」など。
- ■今後のまちづくりの特色は、一般町民では、第1位が「健康で安心して暮らせるまち」、 第2位が「酪農や商工業など活力ある産業のまち」、第3位が「便利で快適に暮らせる まち」。中高生では、第1位が「健康で安心して暮らせるまち」、第2位が「自然と共生 する美しいまち」、第3位が「便利で快適に暮らせるまち」。

本計画の策定にあたり、平成21年7月から8月にかけて、①一般町民(町内に居住する20歳以上の男女2,500人:住民基本台帳から無作為抽出)、②中高生(町内の中学校、高等学校に在籍する3年生:学校を通じての悉皆調査)に対し、アンケート調査を実施しました。その結果をみると右図のとおりです。

配布数および回収結果				
①一般町民				
配布数	2,500			
有効回収数	889			
有効回収率	35.6%			
②中学生・高校生				
配付数	498 (中学 3 年生 258 高校 3 年生 240)			
有効回収数	458			
有効回収率	92.0%			

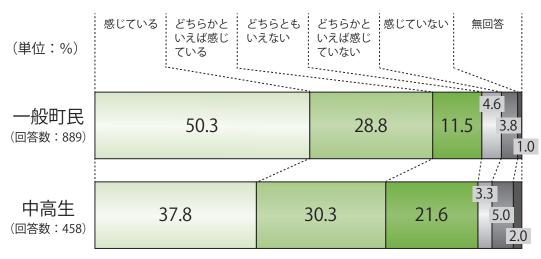
※次のグラフでは、比率を百分率(%)で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため合計が100%を上下する場合もあります。また、【複数回答】とある問は回答者が複数の回答を出してもよい問のため、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。

第2章

新たなまちづくりに向けて

(1) まちへの愛着度

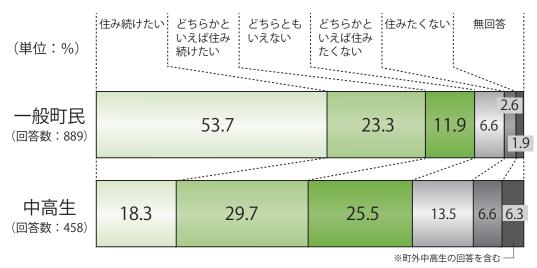
一般町民では、愛着を「感じている」と「どちらかといえば感じている」をあわせた " 愛着を感じている " が 79.1%となっています。一方、中高生では " 愛着を感じている " は 68.1% となっています。



まちへの愛着度

(2) 今後の定住意向

一般町民では、「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」をあわせた"住み続けたい"が 77.0%となっています。一方、中高生では"住み続けたい"は 48.0%と約半数にとどまります。



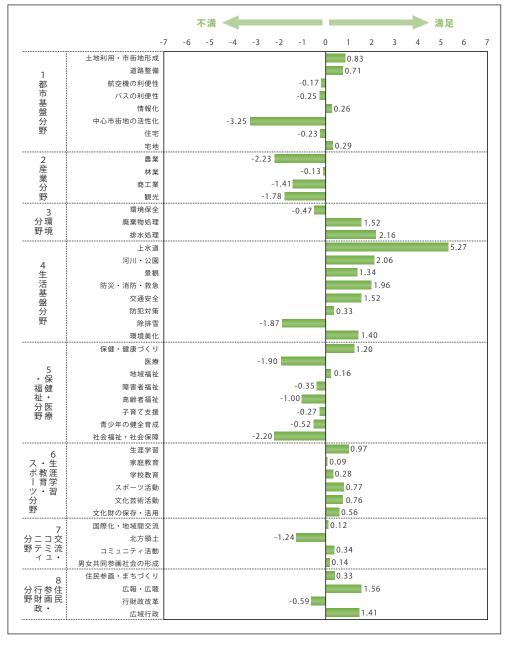
今後の定住意向



(3)満足度と重要度

満足度の最も高い項目は「上水道」(5.27 点)となっており、次いで第2位が「排水処理」(2.16 点)、第3位が「河川・公園」(2.06 点)と続き、以下、「防災・消防・救急」(1.96 点)、「広報・広聴」(1.56 点)などの順となっています。一方、満足度の低い項目をみると、「中心市街地の活性化」(-3.25 点)が最も低く、次いで第2位が「農業」(-2.23 点)、第3位が「社会福祉・社会保障」(-2.20 点)と続き、以下、「医療」(-1.90 点)、「除排雪」(-1.87 点)などとなっています。

また、重要度をみると、「医療」(7.08 点)が第1位に挙げられ、次いで「除排雪」(6.30 点)、「上水道」(6.02 点)が続き、以下、「防犯対策」(5.30 点)、「廃棄物処理」(5.29 点)の順となっています。



まちの各環境に対する満足度

第2章

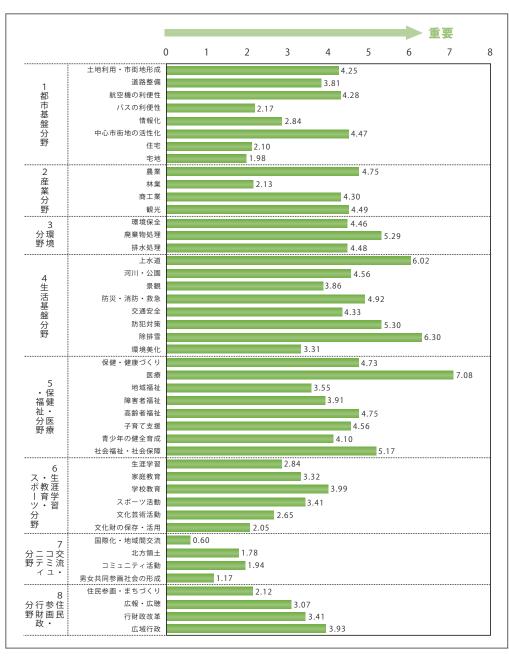
新たなまちづくりに向けて

※評価点(加重平均値)の算出方法

5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点を算出する。以下は満足度の算出方法。重要度も同様に算出。

評価点 =

(「満足している」の回答者数×10点) + (「どちらかといえば満足している」の回答者数×5点) + (「どちらともいえない」の回答者数×0点) + (「どちらかといえば不満である」の回答者数×-5点) + (「不満である」の回答者数×-10点) 「満足している」、 「どちらかといえば満足している」、 「どちらともいえない」、 「どちらかといえば不満である」、 「不満である」の回答者数

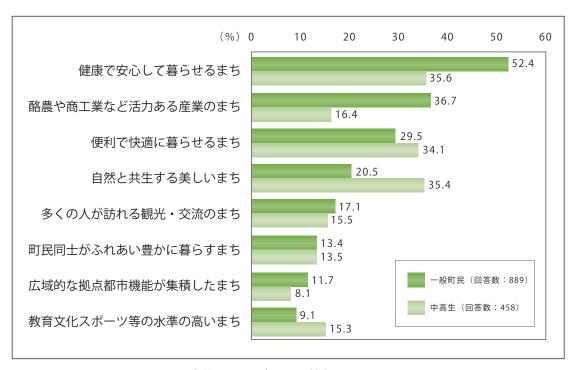


まちの各環境に対する重要度



(4) 今後のまちづくりの特色について

一般町民では第1位が「健康で安心して暮らせるまち」(52.4%)、第2位が「酪農や商工業など活力ある産業のまち」(36.7%)、第3位が「便利で快適に暮らせるまち」(29.5%)となっていますが、中高生では第1位が「健康で安心して暮らせるまち」(35.6%)、第2位が「自然と共生する美しいまち」(35.4%)、第3位が「便利で快適に暮らせるまち」(34.1%)が上位に挙げられ、利便性や環境への関心が強いことがうかがえます。



今後のまちづくりの特色について

(5) 中標津町の特色・自慢点

中高生に対して中標津町の特色・自慢点をたずねたところ(自由記述式)、記入された意見は全602件となっており、記入された特色等を分類すると、「きれいな水や空気」、「豊かな自然」や「広大な土地」といった『自然環境・景観』に関する意見が271件で最も多く、次いで「牛」や「牛乳」など『酪農・農業』に関する意見が95件、「ショッピングセンター」や「住みやすさ」といった『都市環境・商業環境』に関する意見が78件、「道立ゆめの森公園」や「中標津空港」など『施設』に関する意見が72件などとなっており、こうした点をまちの特色・自慢点として認識していることがうかがえます。

第2章

新たなまちづくりに向けて

4 新しいまちづくりで対応すべき課題

今後のまちづくりで対応しなければならない課題は!

本町の特性、さらには本町を取り巻く社会・経済動向を踏まえ、これからの新しいまちづくり を進めていくために対応すべき主な課題を整理すると次のとおりとなります。

課題1 自立した町の行政経営と協働による町民主体の地域づくり

地方分権から地域主権へと進展する中で、自立した地域経営が求められています。

このため、効率的・一体的なまちづくりを行いやすいまち、町民活動が活発なまちとしての特性を生かし、町民と行政との協働体制の確立、コミュニティの育成を進める必要があります。

また、それを補完する広域行政も視野に入れた、協働のまちづくり、町民主体の地域づくりを進めていくとともに、限られた資源(人・物・金・時間)を有効に活用し、行財政全般について常に点検・評価し、行財政改革を継続して進めていく必要があります。

課題2 子どもから高齢者まで健やかに暮らせる地域づくり

安心して子どもを産み育てることができる社会づくり、高齢者人口の増加に伴う行政需要の増加など、健康・福祉のまちづくりに町民の関心が集まっています。

このため、医師の確保など医療体制の整備をはじめ、地域ぐるみの保健・福祉体制、子育てを町全体で応援する体制の強化を図り、子どもから高齢者まですべての町民が支え合いながら健康で安心して暮らすことができる地域づくりを進めていく必要があります。

課題3■ 産業構造の変化に対応した、力みなぎる地域産業の構築

町の活力の維持・向上を図るため、情勢の変化に即した農業の持続的展開をはじめ、町の商工業全体の活性化、町の産業と連携した観光・交流機能の創出に向けた取り組みなど産業の育成を進めていく必要があります。

また、北方領土隣接地域の振興策として北方四島との航空路開設を求めていく必要があります。

課題4 住みよさを未来につなぐ都市基盤の整備

町の一体的発展に向けた計画的な土地利用を推進するとともに、魅力ある市街地の整備や人・物・情報の交流を一層促進する道路・交通・情報ネットワークの整備など、農村地帯のやすらぎやうるおいと、市街地の賑わいが共存するバランスのとれたコンパクトなまちづくりが求められています。

この住みよさを未来につなぐために民間土地利用の郊外開発抑止などの誘導を図る都市 基盤づくりを進めていく必要があります。



課題5 安全・安心の確保と環境保全を重視する住環境づくり

安全・安心への意識や環境保全の重要性が高まる中、安全で快適な住環境のまちづくり に、町民の関心が集まっています。

このため、防災体制の一層の強化をはじめとする総合的な危機管理体制の整備を進める必要があります。

また、自然環境に恵まれたまちとしての特性を生かしながら、環境保全施策や生活環境 整備、循環型社会の形成に向けた取り組みを進める必要があります。

こうした、魅力ある生活空間としてのより安全・安心で快適な住環境づくりを進めてい く必要があります。

課題6 次世代を担う人づくりと地域文化の一層の向上

子どもの教育環境の充実を求める町民ニーズを踏まえ、明日の本町を担う子どもたちの育成に向けた学校教育環境の一層の充実を進めていく必要があります。

また、生涯にわたって自己を高め、生きがいのある暮らしを送ることができる生涯学習 社会の形成に向け、町民主体の学習・文化・スポーツ活動の一層の活発化を促進してい く必要があります。

さらに、町の地域資源である貴重な文化財の保護・活用を進めるとともに本町の歴史を 残し、伝えていく必要があります。



第2部

基本構想

第1章 まちの将来像

- 1. まちづくりの基本理念
- 2. まちの将来像
- 3. 将来像実現のための基本目標
- 4. 将来人口の目標
- 5. 土地利用の基本方針

第2章 施策の大綱

- 1. 参画と協働で未来を築くまちづくり
- 2. 健やかでやさしいまちづくり
- 3. 力みなぎる産業のまちづくり
- 4. 利便性のある調和のとれたまちづくり
- 5. 安全・安心で快適なまちづくり
- 6. 人が輝き歴史と文化を育むまちづくり

まちの将来像

第1章

- 1. まちづくりの基本理念
 - 2. まちの将来像
- 3. 将来像実現のための基本目標
 - 4. 将来人口の目標
 - 5. 土地利用の基本方針

第1章 まちの将来像

1 まちづくりの基本理念

序論を踏まえ、これからのまちづくりの基本理念を以下のとおりに定め、まちづく りのすべての分野における基本とします。

理念1

「自然と暮らし」が調和した、笑顔あふれるまちづくり

豊かな自然環境と活力ある産業が調和し、安全・安心な暮らしが確保された、だれもが住んでみたい、住んでよかったと思える、「自然と暮らし」が調和した、笑顔あふれるまちづくりを進めます。

理念2

「中標津らしさ」を創造する、誇れるまちづくり

本町ならではの地域資源や、これまでのまちづくりの成果と反省を生かして、人づくり、地域づくりなど多彩な「中標津らしさ」を創造し、誇れるまちづくりを進めます。

理念3

「連携と協働」でつくる、希望あふれるまちづくり

様々な分野における町内外での連携や町民・企業・団体・議会・行政が それぞれの役割と責任を持って協働し、「連携と協働」でつくる、希望あ ふれるまちづくりを進めます。



2 まちの将来像

将来像は、本町が平成 32 年度にめざす姿を内外に示すものであり、それは"中標津町らしさ"をより一層生かしたまちづくりの象徴となるものです。

本町の特性や課題、町民のまちづくりへの思い、そしてまちづくりの基本理念を総合的に勘案し、めざす将来像を以下のとおり定めています。

「空とみどりの交流拠点・中標津」

~あつまるまち つながるまち ひろがるまち~

道東の空の玄関口である中標津空港を有する広域的な拠点性をはじめ、酪農を中心とした第1次産業、豊かな自然環境、商業集積などの特性を伸ばし、"自然と暮らし"が調和した、だれもが住みたくなる、訪れたくなる「空とみどりの交流拠点・中標津」をめざします。

また、"連携と協働"でつくる将来像のイメージを補足するサブタイトルとして「あつまるまち」つながるまち、ひろがるまち」を掲げます。

「あつまるまち」 人・産業などが集まること。

「つながるまち」 人・産業・自然がつながり循環していくこと。

「ひろがるまち」 人と人との絆・交流が広がっていくこと。

第1章 まちの将来像

3 将来像実現のための基本目標

まちづくりの基本理念と将来像に基づき、新たなまちづくりの基本目標(6つの分) 野)を次のとおり定めます。

基本目標1

参画と協働で未来を築くまちづくり【まちづくり・行財政分野】

町民・企業・団体と行政との情報の共有化や多様な分野における町民や企業・団体 の参画・協働の仕組みづくりを構築し、「自助」「共助」「公助」による支え合い助け 合いを推進し、地域連携の強化をめざしたコミュニティの育成、国際化への対応や広 域行政の推進を図ります。

また、すべての人の人権が尊重され、ともに生きることができる社会づくりや、男 女がともに社会のあらゆる分野に参画することができる男女共同参画社会の形成に向 け、意識づくりや条件整備を図ります。

さらに、自立できる行政経営を持続的に進めていくため、行財政改革を継続的に推 進します。

- (1) 協働のまちづくりの推進 (4) 北方領土対策の推進
- (2) コミュニティの育成
- (3) 国際化、地域間交流の促進
- (5)人権の尊重と男女共同参画社会の形成
- (6) 計画的な行政経営の推進

基本目標2

健やかでやさしいまちづくり 【健康・福祉分野】

支え合い助け合う地域福祉体制づくりを進めながら、高齢者や障がい者が住み慣れ た地域で安心して暮らすことができる福祉・介護体制の充実、すべての人が健康で安 心した生活をおくることができる医療体制の充実、子育てを町全体で応援する体制の 充実などを図ります。

また、町民一人ひとりの健康寿命の延伸と予防を重視した社会づくりに向けた町ぐ るみの健康づくりを推進し、すべての町民が安心して暮らすことができる健やかでや さしいまちづくりを進めます。

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 高齢者施策の充実
- (3) 障がい者施策の充実
- (4) 地域福祉の充実

- (5) 健康づくりの推進
 - (6) 地域医療の充実
 - (7) 医療体制の充実
 - (8) 社会保障の充実

28



基本目標3

力みなぎる産業のまちづくり 【経済・産業分野】

農業生産基盤の一層の充実や担い手の育成・確保をはじめ、情勢の変化を踏まえた 支援施策を推進し、農業の維持・充実に努めます。

また、林業の振興、商業集積の促進、既存企業への支援、新規企業の立地促進、地 域性に即した観光・交流機能の創出とともに、こうした各産業が連携した6次産業化 を推進します。

さらに、勤労者福祉の充実や雇用対策の充実を図り、力みなぎる産業のまちづくり を進めます。

- (1)農業の振興
- (2) 林業の振興
- (3) 商工業の振興

- (4) 観光の振興
- (5) 6次産業化の推進
- (6) 雇用対策の推進

基本目標4

利便性のある調和のとれたまちづくり (基盤分野)

調和のとれた適切な土地利用の誘導を図るとともに、これに基づく安全で快適な暮 らしと産業振興を支える魅力あるコンパクトな市街地をめざした都市基盤整備や住宅 施策を推進します。

また、国道・道道の整備促進、町道の整備、空港路線の維持・活用による道路・交 通網の充実、情報環境の充実、市街地整備と連動した公園等の整備を図り、利便性の ある調和のとれたまちづくりを進めます。

- (1)計画的な土地利用と市街地整備の推進 (4)情報化の推進

(2) 景観形成の推進

- (5) 住宅施策の推進
- (3) 道路・交通網の充実
- (6)公園・緑地の充実

第1章 まちの将来像

基本目標5

安全・安心で快適なまちづくり 【生活環境分野】

あらゆる災害に強い防災まちづくり、防犯体制・交通安全体制の強化、消費者の保護など危機管理体制の一層の充実を図ります。

また、豊かな自然環境を誇るまちとして、環境保全に向けた施策を総合的に推進するとともに、循環型社会の形成に向けた取り組み、快適な町民生活に欠かせない社会資本の計画的な維持補修等を推進し、安全・安心でコンパクトなまちづくりを進めます。

- (1)消防・防災の充実
- (2) 防犯・交通安全の充実
- (3)消費者対策の推進
- (4) 環境保全の推進

- (5)循環型社会の形成
- (6) 上・下水道の再整備
- (7) 衛生施設の充実

基本目標6

人が輝き歴史と文化を育むまちづくり 【教育・文化分野】

本町の自然や産業、人材等の教育資源を活用した特色ある教育の推進など地域の総合力による生きる力を育む教育活動の推進や学校施設・設備の充実など、学校教育環境の一層の充実を図ります。

また、整備された生涯学習・スポーツ施設を活用し、町民一人ひとりが生涯にわたって学び続け、自己を高めていくことができる生涯学習社会の形成を進めます。

さらに、町民の自主的なスポーツ活動、文化芸術活動、青少年の健全育成活動などの促進、貴重な文化財や郷土資料の保護・活用を図り、次世代の本町を担う人材の育成と歴史と文化のまちづくりを進めます。

- (1) 学校教育の充実
- (2) 青少年の健全育成
- (3) 生涯学習の推進

- (4) スポーツの振興
- (5) 文化・芸術の振興



4 将来人口の目標

将来人口は、中標津町の目標となるものです。全国的に少子高齢化が進む中、今後、 増加を見込むことは困難ですが、人口は自治体の指標であり、その想定においては、 高い目標を持ち、その数値に近づけるように努力することが必要です。

そこで、計画的な土地利用のもと、コンパクトで魅力ある市街地の形成をはじめ、 安全・安心・快適な住環境づくり、保健・医療・福祉・子育て環境の充実、教育・文 化環境の充実、活力ある産業の育成などにより、推計を上回る増加率で推移していく ことを目標に、

平成32年度の将来人口を

25,000人

とします。

また、目標年度の平成 32 年度には、年齢 3 区分別の人口は、14 歳以下の年少人口は 3,380 人(13.5%)、15 ~ 64 歳の生産年齢人口は 15,080 人(60.3%)、65 歳以上の高齢者人口は 6,540 人(26.2%) と設定します。



※実績値は、各年 10 月 1 日現在の登録人口。推計値は、10 人単位としている。また、年齢階層別の構成比は端数処理等の関係で合計が 100%にならない場合がある。

第1章 まちの将来像

◆ 将来人口の目標についての考え方

本町の人口は、本町の直近の人口推移を登録人口(各年 10月 1日現在)でみると、 平成 19年の 24,208人から平成 20年には 24,235人、平成 21年には 24,162人とほ ぼ横ばいで推移しています。

平成 21 年の人口を基準に人口推計 (コーホートセンサス変化率法*) を行った結果、本町の人口は平成 21 年の 24,162 人から、目標年度である平成 32 年度には 23,100 人程度に推移することが予測されます。

このため、特に以下の3つの対応を基本に、定住人口の増加を図ります。

(1) 少子高齢社会・人口減少への対応

少子高齢化は、産業や就労、教育、医療、福祉など様々な分野に影響を与える とされています。また、労働人口の減少により税収が減収するなど、財政の硬直 化も予想されます。

そのような中、こうした課題を町民と共有しながら、安心して子どもを産み育てることができる少子化対策をはじめ、医療体制の維持、新たな産業の誘致・創出、産業振興による若年層の雇用の場の確保、住宅施策の充実、町の情報発信力の強化による町外からの移住対策など、総合的な定住対策の充実を図ります。

(2) 中心市街地への対応

中心市街地では、中心地の人口が減少し、その周辺が増加する傾向がみられ、空き家、空き店舗の増加が一層進むなど空洞化が懸念されます。

そのような中、人の交流と賑わいの創出、拠点化の推進により、コンパクトで活力がある中心市街地の形成に努めます。

(3) 周辺地域への対応

中心市街地以外の地域では、高齢化・人口減少の進行により、地域社会の基礎 的な自治基盤の維持が困難となることが懸念されます。

そのような中、地域振興、社会資本の整備を組み合わせながら、高齢化と人口 減少を受け止めることができる地域社会の構築を図ります。

※コーホートセンサス変化率法

人口推計方法の1つ。同時出生集団(コーホート)の一定期間における人口の変化率を計算し、 その変化率が将来も変化しないと仮定して推計 する方法。



5 土地利用の基本方針

土地は、限られた資源であるとともに、町民生活や産業経済活動などのあらゆる活動の共通の基盤となるものであり、その利用のあり方は、まちの発展や町民生活の向上と深い関わりを持ちます。

本町のさらなる発展に向けた計画的な土地利用を推進するため、都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画などの土地利用関連計画との整合を図り、4つのゾーンを設定し、その基本的な整備方針を次のように定めます。

(1) 市街地ゾーン

町の中心市街地については、コンパクトな市街地の形成を基本に、景観に配慮した生活環境・基盤整備を進め、快適で安全・安心な居住空間としての機能の一層の強化を図るとともに、商業・工業機能の強化を進め、人々が集う魅力ある市街地環境づくりに努めます。

(3) 森林ゾーン

森林については、将来にわたって適 正に管理され、水源のかん養や山地災 害の防止、環境の保全などの森林の持 つ多面的機能が持続的に発揮されるよ う、計画的な森林整備を促進します。

(2) 農業ヅーン

町全域に広がる農用地については、 優良農地の保全及び有効利用を進め、 本町の基幹産業を支える生産性の高い 農用地として持続的な活用を図りま す。

また、自然環境と共生する快適でゆ とりある住環境の創出に向け、農村環 境の整備を図ります。

(4) 観光・交流ゾーン

中標津空港、開陽台、養老牛温泉、 道立ゆめの森公園など観光・交流の拠 点となる施設の周辺地域については、 自然環境との調和を基本に、観光・交 流空間としての魅力の向上に努めま す。

施策の大綱

第2章

- 1. 参画と協働で未来を築くまちづくり
 - 2. 健やかでやさしいまちづくり
 - 3. 力みなぎる産業のまちづくり
- 4. 利便性のある調和のとれたまちづくり
 - 5. 安全・安心で快適なまちづくり
- 6. 人が輝き歴史と文化を育むまちづくり

1 参画と協働で未来を築くまちづくり

(1) 協働のまちづくりの推進

町民と行政が協働して地域社会における課題を解決するまちづくりに向けて、自治基本条例*の制定をはじめ、各種計画策定における委員の一般公募やパブリックコメント*による政策形成過程への町民の参画を進めます。

また、広報紙・ホームページなど広報・広聴活動の一層の充実、情報公開の推進など参画と協働に向け、町民・企業・団体と行政の情報の共有化を積極的に進めます。

さらに、まちづくりに関する人材や組織の育成とともに、町内会、ボランティア組織、NPOなど多様な町民団体との連携に努めます。

(2) コミュニティの育成

町民自らによる地域課題の解決や魅力ある地域づくり、ともに支え合い助け合う地域づくりに向け、町民のコミュニティ意識の啓発をはじめ、町内会への加入促進、町内会活動への支援、活動拠点となる集会施設等の整備支援など自治機能の向上を促進する条件整備を進めます。

また、移住希望者などを含めた人々の交流を通し、地域コミュティの育成を図るなど生活環境の整備を進めます。

(3) 国際化、地域間交流の促進

国際化の一層の進展に対応した人づくり、地域づくりを進めるため、国際交流体験による 人材育成や民間団体の育成等を通じて町民主体の国際交流活動を促進します。

また、川崎市との友好都市交流をはじめ、産業、文化などあらゆる分野での交流、中標津会との交流など、多様な地域間交流を推進します。

(4) 北方領土対策の推進

国や道、北方領土に隣接した市町と連携のもと、北方領土返還運動の展開、交流活動の推進など北方領土問題の解決に向けた取り組みを推進します。

※自治基本条例

地域課題への対応やまちづくりを行うとき、誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを明文化したもので、自治体運営の基本ルールを定めた条例。

※パブリックコメント

公的な機関が計画などを策定する際に、事前に 広く意見などを求める手続。町民意見募集制度。

(5) 人権の尊重と男女共同参画社会の形成

すべての人の人権が尊重され、ともに生きることができるよう、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

また、男女共同参画社会の実現に向け、啓発活動の充実とともに、あらゆる場での女性の社会参加の促進を図ります。

(6) 計画的な行政経営の推進

限られた資源を有効に活用し、自立性の高い行政経営を持続的に進めていくため、より的確な町民ニーズを把握するとともに、事業の優先度や成果、コスト、町民の満足度を重視した施策を展開します。

また、職員の人材育成や、情報化の推進を図り、さらなる行財政改革の推進により、効率的かつ効果的な行政経営を行うとともに、自主財源の安定的確保と経常経費の節減を図り、健全で計画的な行政経営に努めます。

さらに、町域を超える広域的な行政課題に対応し、町民の利便性の向上を図るため、周辺 自治体などとの連携・協力を図り、広域行政を推進します。





2 健やかでやさしいまちづくり

(1) 子育て支援の充実

安心して子どもを産み育てることができる地域づくりに向け、保育サービスの充実をはじめ、子育て総合支援センターの強化、放課後児童対策の充実など地域における多様な子育て 支援の環境づくりを推進します。

また、母子保健対策の推進、子どもを持つ親が働きやすい環境づくり、ひとり親家庭や障がい児がいる家庭への支援の充実、関係機関と連携した児童虐待防止への対応など総合的な子育て施策の展開を図ります。

(2) 高齢者施策の充実

高齢化が確実に進行する中、地域で支え合いながら高齢者が暮らせるまちづくりに向け、 総合福祉センターを拠点に介護予防、在宅福祉等の各種福祉サービスの充実を図るとともに、 居宅サービスや施設サービスなど各種介護保険サービスの充実に努めます。

また、町内会、老人クラブ等と連携し、高齢者の趣味や経験を生かした生きがいづくりや就業機会の拡大など、高齢者の社会参加を促進する環境づくりを進めます。

(3) 障がい者施策の充実

だれもがいきいきと暮らす地域社会の実現をめざして、障がい者が積極的に社会参加できる環境の整備を進めます。

また、地域社会の一員として自立した生活ができるよう、関係機関と連携して、日常的な相談や就労、日中活動の場の確保など、地域生活を支援する体制の整備を図ります。

(4) 地域福祉の充実

すべての人が安心して暮らせる地域づくりに向け、地域における福祉意識の高揚を図るための啓発・広報活動に努めます。

また、社会福祉協議会*をはじめ、民生委員児童委員、町内会、ボランティア団体などの関係団体と連携・協力し、身近な地域での福祉活動の活性化を促進します。

さらに、ユニバーサルデザイン*の理念のもと、高齢者、障がい者、妊産婦や乳幼児をつれた親などすべての人が利用しやすい公共施設等のバリアフリー化に努めます。

※社会福祉協議会



(5)健康づくりの推進

町民一人ひとりが健康寿命を延ばし、生涯にわたっていきいきと過ごせるよう、保健センターを拠点に、健全な生活習慣の確立に向けた健康づくり活動の促進、健康診査・指導、健康教育の充実、心の健康づくりの推進、感染症対策の充実など保健サービスを推進します。

(6) 地域医療の充実

地域において必要な医療提供体制の確保に努め、地域医療の中核を担う町立中標津病院の機能強化を図るとともに、高次医療機関との連携や圏域内の医療連携により、地域医療の充実を図ります。

(7) 医療体制の充実

根室管内の地域センター病院であり、地域医療において重要な役割が期待されている町立 中標津病院の医師、医療スタッフの確保対策を推進し、医療体制の充実を図ります。

(8) 社会保障の充実

国民健康保険事業の健全化に向け、適正受診対策の推進、国民健康保険税の収納率向上に 努めます。

また、国民年金制度に関する広報・啓発活動や相談の充実に努め、制度の周知徹底に努めます。





3 力みなぎる産業のまちづくり

(1)農業の振興

道内でも有数の生乳生産量を誇るまちとして、安全・安心で良質な農畜産物の生産や付加価値の向上を図るとともに、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、農業生産基盤の強化、担い手の育成・確保、農村環境、農業生産環境整備の充実に努めます。

(2) 林業の振興

森林資源の整備及び質的充実を促進し、二酸化炭素の吸収など森林の持つ環境保全機能の充実、水資源のかん養や町土保全、人と森林の共生や資源の循環利用に努めるとともに、持続可能な森林経営と林業・林産業の活性化を図ります。

また、水辺環境の向上に向けた河畔林の整備とともに、地域や都市住民の森林づくりへの参加促進を図ります。

(3) 商工業の振興

賑わいのあるまちづくりに向け、中小企業振興基本条例に基づき、中標津町商工会との連携のもと、経営近代化や後継者の育成、空き地・空き店舗対策の強化などを図るとともに、景観に配慮した街並みの整備など都市基盤整備等と連動した商業集積や商店街のさらなる魅力の向上に努めます。

また、地域経済の活性化と雇用の場の確保に向け、地域特性にあった企業誘致や既存企業の経営強化に対する支援、農畜産物を活用した高付加価値加工品の開発支援などを図ります。







(4)観光の振興

町の魅力の向上と交流人口の増加といった視点に立ち、観光協会の組織強化など観光推進 体制の充実を図ります。

また、開陽台、養老牛温泉などの地域資源の活用とともに、受け入れ態勢の強化、PR活動の強化、まちの産業・特色を生かした体験型観光の振興を図ります。

(5) 6次産業化の推進

農林業者による農林業と2次産業・3次産業における関連事業との融合・連携は、地域の活性化が期待されることから、生産家、事業者、関係団体と連携のもと、新たな農畜産物、木材のブランド化、海産物の加工など付加価値を生み出す、6次産業*化の推進に努めます。

(6) 雇用対策の推進

雇用情勢が厳しさを増す中、関係機関との連携のもと、情報提供や相談、地元事業所への働きかけ等を通じ、通年雇用対策の推進をはじめ、季節労働者への就労対策の推進、地元雇用の拡大に努めます。





※6次産業

農業や水産業(第一次産業)などが食品加工(第 二次産業)・流通販売(第三次産業)にも業務展 開している経営形態。

4 利便性のある調和のとれたまちづくり

(1)計画的な土地利用と市街地整備の推進

自然と調和した生活環境の確保と地域の均衡ある発展に向けて、都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画など土地利用計画の総合的な調整を図りながら、調和のとれた計画的な土地利用を推進します。

また、コンパクトなまちづくりに向けて、既成市街地における市街地整備や商業環境・住 環境の向上など市街地の整備を図ります。

(2) 景観形成の推進

中標津らしい魅力ある景観形成に向け、景観計画の策定のもと、景観への意識の向上、景観形成団体*の育成とともに、市街地景観の向上や自然的景観の保全など、総合的な景観施策の展開を図ります。

(3)道路・交通網の充実

交通利便性のさらなる向上をめざして、高規格道路をはじめとする国道・道道の整備促進 とともに、バリアフリー化に配慮した町道の整備及び橋梁の長寿命化等の維持管理を計画的、 効率的に推進します。

また、冬期間の通行確保のため、除雪体制整備の充実や自主排雪に対する支援を図ります。 公共交通については、バス交通など身近な町民の移動手段の確保に努めるとともに、関係 機関と連携し、北海道東部の玄関口としてのゲートウェイ*空港の活性化に向けて、中標津空 港の利用促進を図ります。





※景観形成団体

景観条例に基づき、認定された景観形成を図る ことを目的とした団体。

※ゲートウェイ 門口。出入り口。接点。



(4)情報化の推進

ブロードバンド*・ゼロ地域解消に向けた情報通信基盤の整備を図るとともに、これまでの取り組みを生かした行政内部の情報化の一層の推進、多様な分野における情報サービスの提供を図り、町全体の情報化と電子自治体*の構築を一体的に進めます。

また、これらの情報環境をだれもが安心して利活用することができるよう、情報弱者対策 の充実や情報セキュリティ*対策の徹底に努めます。

(5) 住宅施策の推進

定住の促進と多様なライフスタイルに応じた魅力ある住生活の実現に向け、公営住宅の整備をはじめ、市街地整備と連動しながら、民間開発の適正な誘導等による良好な住宅地の形成を図ります。

(6)公園・緑地の充実

町民の憩いの場、子どもの遊び場の確保と防災機能の向上、緑あふれる快適な環境づくり に向け、身近な公園・緑地の整備、維持管理体制の充実を図ります。





※ブロードバンド

高速な通信回線の普及によって実現される次世 代のコンピュータネットワーク。おおよそ通信 速度が 500kbps 以上(1kbps は 1 秒間に 1000 ビットのデータを送れること)。

※電子自治体

住民利便性の向上、内部事務の効率化とサービス向上をめざしてインターネット等を利用した各種行政サービスを提供する自治体。

※**セキュリティ** 安全性。

5 安全・安心で快適なまちづくり

(1)消防・防災の充実

地震や風水害などあらゆる災害に強いまちづくりを進めるため、消防団の充実促進、広域 的な常備消防・救急体制の充実、消防施設・設備の整備を図ります。

また、地域防災計画等の指針に基づき、庁内における危機管理体制の整備をはじめ、町内会単位での自主防災組織*の組織化、防災施設の整備、建築物の耐震化など総合的な防災体制の確立を図ります。

さらに、治水対策として河川の整備促進を図ります。

(2) 防犯・交通安全の充実

防犯体制の強化が強く求められる中、警察や関係団体等との連携のもと、社会を明るくする運動や防犯意識の高揚など啓発活動の推進を図るとともに、防犯灯の整備など犯罪が起こりにくい環境整備に努めます。

また、交通事故のないまちをめざし、警察や関係団体等との連携のもと、啓発活動や交通 安全教育を推進し、町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、危険箇所や通学路を中心と した交通安全施設の整備を進めます。

(3)消費者対策の推進

消費者を取り巻く環境が大きく変化し、全国的に悪質商法による被害が増加する中、町民の消費生活の安定と向上を図るため、関係機関との連携のもと、啓発や情報提供の推進、相談体制の充実を図ります。

(4)環境保全の推進

自然環境と共生するまちをめざし、環境基本計画に基づき、環境保全意識の高揚や環境学習の充実とともに、環境保全活動の促進を図ります。また、河川や水環境、森林などの自然環境の保全、野生動植物の保全とともに、地球温暖化防止対策の推進、省エネルギー対策の推進、公害防止対策の推進など、多様な環境保全施策の展開を図ります。

※自主防災組織

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、 「自らの地域は自ら守る」という考え方にたって、 自主的に防災活動を行う組織のこと。



(5) 循環型社会の形成

循環型社会の形成に向けて、ごみの分別徹底のための啓発活動、リサイクル体制の充実などに努めるとともに、広域的連携による安定的なごみ処理体制の充実を図り、町民・事業者・ 行政が一体となったごみ等の適正処理の向上に努めます。

(6) 上・下水道の再整備

快適な町民生活に欠かせない安全な水の安定供給をはじめ、生活排水処理、雨水対策に向け、 施設の老朽化への対応や耐震化など上・下水道施設の再整備を計画的に推進します。

また、快適な住環境づくりに向け、下水道への早期接続の促進を図り、快適なまちづくり を推進します。

(7) 衛生施設の充実

広域的な連携のもと、火葬場の老朽化への対応を図ります。また、町民ニーズを見極めながら墓地の整備を図ります。





6 人が輝き歴史と文化を育むまちづくり

(1) 学校教育の充実

児童・生徒一人ひとりが可能性を最大限に発揮し、次世代を担う人材として成長していく ことができるよう、幼稚園の充実など幼児教育の充実を図ります。

また、学校教育において、本町の教育資源を生かした特色ある教育の推進や児童・生徒一人ひとりの学ぶ意識を高めた確かな学力の育成をはじめ、外国語活動・教育、特別支援教育など社会の変化やニーズに対応した教育の充実、思いやりや倫理観など豊かな心の育成、体力の向上や食育・健康教育の推進等による健やかな体の育成など、生きる力を育む教育活動を推進します。

さらに、学校施設・設備の整備、地域に開かれた信頼される学校づくり、教職員の資質の 向上を進めるほか、総合的な子どもの安全対策を推進します。

(2) 青少年の健全育成

青少年が明日の本町を担う人材として健全に育成されるよう、非行防止活動等を推進する とともに、相談体制の充実、研修施設等の活用、家庭や地域の教育力の向上に向けた施策の 推進、青少年の体験・交流活動やボランティア活動などへの参画促進を図ります。

(3) 生涯学習の推進

町民一人ひとりが生涯にわたっていつでも、どこでも、だれでも自発的に学習活動を行い、 自己を高め、その成果が生かされる生涯学習社会の形成に向け、生涯学習講座の充実をはじめ、 生涯学習情報の提供、生涯学習団体への支援、生涯学習関連施設の充実を図ります。

また、郷土資料の展示・学習施設である郷土館の施設整備も含めその充実と学習での活用を図ります。





(4)スポーツの振興

すべての町民が生活の一部としてスポーツや健康づくりを行うことができるよう、総合体育館の整備をはじめ、既存スポーツ施設の整備及び管理運営体制の充実を図ります。

また、スポーツ指導者の資質向上と育成や確保、町民のニーズに応じた健康づくりとスポーツの普及促進を図り、スポーツを楽しめる環境づくりに努めます。

(5) 文化・芸術の振興

豊かで生きがいに満ちた暮らしの確保と地域文化の継承・創造に向け、各種文化芸術団体の育成に努めるとともに、多様な文化芸術にふれる機会の充実に努め、町民主体の文化芸術活動の活発化を促進します。

また、本町の貴重な文化財の保護を進めるとともに、教育活動、交流活動など様々な分野での文化財の活用を進めます。





空とみどりの交流拠点・中標津 ~あつまるまち つながるまち ひろがるまち~

北海道 中標津町